

子 発 0913 第 1 号
令和 3 年 9 月 13 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査の実施について

児童家庭福祉行政の推進につきましては、平素より種々御配慮を煩わしているところ
でございますが、今般、別添の実施要綱に基づき、調査を実施することといたしましたの
で、本調査の円滑な実施につき御協力をお願いいたします。

令和3年度全国ひとり親世帯等調査実施要綱

1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯を対象として、平成27年国勢調査により設定された調査区から無作為に9,100調査地区を抽出し、当該調査地区内の父子世帯、養育者世帯のすべてを客体とするとともに、上記9,100調査地区の中から無作為に抽出した3,500調査地区内の母子世帯のすべてを客体とする。

3. 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」調査票に掲げる事項とする。

4. 調査の時期

令和3年11月1日

5. 調査の方法

調査票を配付し回収する方法とする。

調査票の配付については、調査員が調査対象世帯の自宅を訪問して調査趣旨を説明した上で調査票等を配付する。ただし、調査対象世帯が不在等の場合は、調査対象世帯の自宅のポストに投かんする方法により配付する。

調査票の回収については、郵送により回収を行う。

6. 調査の系統

配布：厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市－福祉事務所－調査員－世帯

回収：世帯－福祉事務所－都道府県・指定都市・中核市－厚生労働省

7. 集計及び結果の公表

集計は民間委託で行い、集計後、厚生労働省子ども家庭局において、令和4年10月を目途に「全国ひとり親世帯等調査結果の概要」を公表するとともに、集計結果を厚生労働省ホームページ及び総務省 e-Stat に掲載する。

令和3年度

全国ひとり親世帯等調査
調査の手引き

厚生労働省
子ども家庭局

調査にあたって心得ていただきたいことから

○ 担当調査地区の調査対象世帯をもれなく、重複なく調査すること

全国ひとり親世帯等調査は、全国から9, 100地区の調査地区を選び全国の状態を推計することにしており、小さな誤りも調査結果に大きく影響します。調査にあたりましては、担当調査地区内の調査対象世帯をもれなく、また、重複することなく、調査するよう心がけてください。

○ 世帯の協力を求めること

世帯を訪問した際は、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査のお願い」を配って調査の趣旨を説明し、快く調査に協力してもらえるようにしてください。また、調査票に記入された事柄は、集計され、統計のためだけに用いられ、統計上の目的以外に資料を用いることは法律（統計法）で固く禁じられています。このことも併せて説明して、安心して回答していただくように、心がけてください。

○ 秘密を守ること

この調査では、世帯や世帯員の私的なこと、あまり他人に知られては困る事柄についても調査します。したがって、調査に際して知った事柄について、その秘密の保持には特に注意してください。

○ 決められた方法で調査を行うこと

調査にあたっては、この「手引き」に書いてある内容を理解したうえで、決められた日程と方法にしたがってください。また、調査にあたって解決困難な問題が生じた場合は、福祉事務所に連絡して、その指示を受けるようにしてください。

○ 調査員証を携行すること

世帯を訪問するときは、常に調査員証を携行し、必要があれば提示してください。

○ 感染防止に努めること（別紙参照）

世帯を訪問するときは、体温を測り発熱がないことを確認した上で、マスクを着用するなど、新型コロナウイルス感染症の予防に努めて、安全に調査員活動を行うようにしてください。

目 次

第1章 調査の概要	3
第2章 調査の対象と用語の定義	4
1 調査の対象及び調査地区	4
2 用語の定義	4
第3章 調査員の業務	5
調査の実施	5
第4章 記入要領	7
1 各票共通事項の記入要領	7
2 調査票の記入のしかた（母子世帯用、父子世帯用、養育者世帯）	7
第5章 都道府県・指定都市・中核市及び福祉事務所の業務	8
1 都道府県・指定都市・中核市の業務	8
2 福祉事務所の業務	8
3 世帯名簿等の審査	10
4 調査票等の提出	10
5 調査票等の提出期限	10
(参考) 作業の流れ	11

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とします。

2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯を対象として、平成27年国勢調査により設定された調査区から無作為に9,100調査地区を抽出し、当該調査地区内の父子世帯、養育者世帯のすべてを客体とするとともに、上記9,100調査地区の中から無作為に抽出した3,500調査地区内の母子世帯のすべてを客体とします。

3. 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」調査票に掲げる事項とします。

4. 調査の時期

令和3年11月1日

5. 調査の方法

調査票の配付については、調査員が報告者を訪問して調査趣旨を説明した上で調査票を配付します。ただし、報告者が不在等の場合は、ポストに投かんする方法により配付します。調査票の回収については、郵送により回収を行います。

6. 調査の系統

配布：厚生労働省 — 都道府県・指定都市・中核市 — 福祉事務所 — 調査員 — 世帯

回収：世帯 — 福祉事務所 — 都道府県・指定都市・中核市 — 厚生労働省

7. 集計及び結果の公表

集計は民間委託で行い、集計後、厚生労働省子ども家庭局において、令和4年10月を目途に「全国ひとり親世帯等調査結果の概要」を公表するとともに、集計結果を厚生労働省ホームページ及び総務省 e-Stat に掲載します。

第2章 調査の対象と用語の定義

1 調査の対象及び調査地区

この調査で対象となるのは、令和3年11月1日（月）午前0時現在、調査地区内に居住している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯です。

調査地区は、父子世帯及び養育者世帯については、平成27年国勢調査調査区のうち、層化無作為抽出された9,100調査地区、母子世帯については、当該9,100調査地区の中からさらに層化無作為抽出された3,500調査地区となります。

2 用語の定義

- (1) 母子世帯：父のいない児童が、その母によって養育されている世帯
- (2) 父子世帯：母のいない児童が、その父によって養育されている世帯
- (3) 養育者世帯：父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯
- (4) 世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり、または、独立して住居を維持し、生計を営む単身者をいう。
- (5) 世帯員：調査日現在、世帯に住んでいる者及び本来この世帯に属している者で、たまたま一時的に不在の者をいう。
 - ア 現在、世帯にいても世帯員とする者
 - ① 一時的な旅行者
 - ② 入院中の者（長期療養者で、医療施設において住民登録している者を除く。）
 - ③ 船乗りなどのように生活の本拠を世帯におき、就業場所を移動する者
 - ④ 出張中の者（長期海外出張者を除く。）
 - ⑤ 生活保護の世帯分離の取り扱いにより別世帯の取り扱いをしている者
 - イ 世帯員としない者
 - ① 単身赴任者（出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。）
 - ② 別居中の者
 - ③ あずけた里子
 - ④ 収監中の者
 - ⑤ 社会福祉施設に入所している者
- (6) 児童：満20歳未満の子どもで未婚の者をいう。
- (7) 児童の養育：児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。
- (8) 父（母）のいない児童：次のいずれかに該当する児童をいう。
 - ア 父（母）が死亡した児童
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ウ 父（母）の生死が明らかでない児童
 - エ 父（母）から遺棄されている児童
 - オ 父（母）が精神または身体の障害の状態にあるため、その養育を受けることができない児童
 - カ 父（母）が法令により拘束されているため、その養育を受けることができない児童
 - キ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ク その他、前各号に準ずる状況にある児童

第3章 調査員の業務

1 調査の方法

(1) 10月27日(水)から同月29日(金)までの間に、福祉事務所が住民基本台帳から作成した世帯名簿(「第5章2(3)」参照)に基づいて、調査対象世帯に配布する次の必要な書類を福祉事務所から必要部数だけ受け取ります。

ア	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査員証
イ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査の手引き
ウ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	世帯名簿
エ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査票(母子世帯用)
オ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査票(父子世帯用)
カ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査票(養育者世帯用)
キ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査のお願い・記入のしかた(母子世帯用)
ク	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査のお願い・記入のしかた(父子世帯用)
ケ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査のお願い・記入のしかた(養育者世帯用)
コ	返信用封筒	

(2) 世帯名簿に基づいて、調査日の11月1日(月)前後に、その担当区域内の調査対象世帯を訪問して世帯の確認を行い、世帯主氏名、住所、世帯区分等の変更があれば世帯名簿を訂正します。

(3) 上記(2)の世帯確認の結果、調査対象世帯の場合については、該当する調査票及び返送用封筒に次の必要事項を確認・対応した後に配布し、必ず11月15日(月)までにポストに投かんするよう調査対象世帯にお願いしてください。

ア	返送用封筒にあて先・あて名が記入されているかを確認
イ	返送用封筒に切手(140円分)が貼られているか(返信郵送できる状態)を確認
ウ	返送用封筒に地区番号・世帯番号を記入
エ	調査票の質問外事項を記入(「第4章 記入要領」参照)

(4) 上記(2)の世帯確認の結果、母子世帯、父子世帯及び養育者世帯ではないということがわかった場合、世帯へ調査票を配布せず、調査員にて調査票の【ご確認】の「2. 該当しない」に○をつけ封筒に入れ、世帯名簿の備考欄にその旨記載してください。

(5) 長期不在などで調査不能の場合は、調査票を作成せずに、世帯名簿の備考欄にその旨記入してください。

(6) 調査票を配布した場合は世帯名簿の配布状況に○をつけます。調査票配布世帯数に母子世帯、父子世帯及び養育者世帯それぞれの数を記入します。

(7) 上記(4)の封筒入り調査票及び世帯名簿と一緒に11月15日(月)までに、世帯名簿を福祉事務所に提出してください。

2 調査票等の記入(一般的事項(調査対象世帯も同様))

調査票及び返送用封筒の記入に際しては、次の事項に留意してください。

- (1) 原則として、黒(または青)のボールペンで明瞭に記入します。
- (2) 調査事項のうち、あらかじめ数字で印刷してあるところは、その数字を○で囲み、それ以外のところは該当する文字・数字を記入します。
- (3) 文字・数字を記入する事項で記入を誤ったときは、2本の横線(=)をひいて消し、できるだけその行の上部余白に正しく記入します。
- (4) ○で囲む事項で記入を誤ったときは、2本の横線(=)をひいて消し、該当する正しい数字を○で囲みます。

3 調査にあたっての注意事項

(1) 不在の世帯があった場合は再訪問し、世帯の人に調査の趣旨(「令和3年度全国ひと

り親世帯等調査 調査のお願い・記入のしかた」参照)を説明し調査をお願いするようにしてください。

また、再訪問する場合は、『連絡票』に再訪問予定日時のほか、世帯の人に伝えておきたい事柄などのメモを書き添えるようにしてください。

さらに、調査票をポスト投かんする場合は『連絡票』の「調査票を投かんさせていただきました。」にチェックし、世帯の人に伝えておきたい事柄などのメモを書き添えるようにしてください。

(2) 周りにひとり親世帯等であるということを知られたくないという方もいますので、『連絡票』や『調査票』をポスト投かんする場合は調査名が見えないようにするなどの配慮をしてください。

(3) オートロックマンションがあった場合

「オートロックマンション」とは、建物の出入口のドアが、その建物の居住者にしかあけることができないようになっている共同住宅を一般的にいいます。

そのため、調査区内にこのようなマンションがあった場合は、あらかじめ確認しておいたインターホンの使い方に従って、世帯の人と連絡をとった上で、共用玄関を空けてもらい、中に入って居住者を訪問します。

【注意】マンション内の複数の世帯を訪問する場合は、面倒でも、オートロックマンションにおける一般的なマナーとして、各居住者に連絡した後に訪問してください。

(4) 協力の得られにくい世帯があった場合

調査に当たっては、ちょっとした誤解から、はじめは協力の得られにくい世帯があるかもしれません。このような場合は、世帯の人の話をよく聞くなどして問題点を整理し、可能な範囲で解決するようにしてください。

(5) 感染症対策

ア マスクを着用し、咳エチケットを徹底してください。

イ こまめな手洗いや手指消毒してください。

ウ 世帯の方とは一定の距離を保ってください。

エ 世帯訪問時は体温を測り発熱がないことを確認してください。

第4章 記入要領

1 各票共通事項の記入要領（調査員記入欄）

質問以外の事項については調査員が記入します。調査において、特に重要なところですから誤りのないように記入してください。

調査員氏名

都道府県・指定都市・
中核市名

福祉事務所名・電話番号

地区番号

世帯番号

「第3章 調査員の業務」で調製した世帯名簿の該当する項目を転記する。

2 調査票の記入のしかた（母子世帯用、父子世帯用、養育者世帯用）

→『令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査のお願い・記入のしかた』参照

第5章 都道府県・指定都市・中核市及び福祉事務所の業務

1 都道府県・指定都市・中核市の業務

- (1) 都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長は、厚生労働省が配布する「令和3年度全国ひとり親世帯等調査地区名簿」（以下「地区名簿」という）に掲載されている「平成27年国勢調査調査区」を所管する福祉事務所長へ調査の実施を通知するとともに、協力を得て調査員を選定し、調査を実施します。

なお、調査員証には公印を原則押印しますが、貴地方公共団体の条例で調査員証への公印の押印を省略又は廃止にしている場合は当該条例のとおり対応してかまいません。

- (2) 福祉事務所の担当者などの出席を求め、県・市内会議（集合形式、オンライン又は資料配布）を開催し、調査の趣旨、内容、仕事の進め方などについて説明をし、厚生労働省が送付する以下の必要書類を、該当地区を所管する福祉事務所に10月11日（月）までに配布します。

ア	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査員証
イ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査の手引き
ウ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査票（母子世帯用）
エ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査票（父子世帯用）
オ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査票（養育者世帯用）
カ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査のお願い・記入のしかた（母子世帯用）
キ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査のお願い・記入のしかた（父子世帯用）
ク	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	調査のお願い・記入のしかた（養育者世帯用）
ケ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	世帯名簿
コ	令和3年度全国ひとり親世帯等調査	送付票
サ	返送用封筒	
シ	市区町村へのあいさつ状（以下「あいさつ状」という）	
ス	平成27年国勢調査調査区関係書類の閲覧承認通知の写（以下「閲覧承認通知の写」という）	

- (3) 調査が円滑に実施されるよう、福祉事務所を指導するとともに、福祉事務所から質問があった場合には適切な回答をします。
- (4) 福祉事務所から送られてきた調査票等は、「3 世帯名簿等の審査」、「4 調査票等の提出」により、12月1日（水）から12月24日（金）までの間に必着するように、厚生労働省子ども家庭局少子化総合対策室に提出します。

2 福祉事務所の業務

- (1) 福祉事務所は、都道府県・指定都市・中核市から、令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に必要な書類（上記1の（2））を受け取ります。

- (2) 10月25日（月）までに、次の要領で平成27年国勢調査調査区地図（写）を準備します。

ア 都道府県・指定都市・中核市から配布された「閲覧承認通知の写」及び「あいさつ状」を携えて市区町村におもむき、「平成27年国勢調査調査区地図」により、貴福祉事務所担当調査地区の範囲を確認します。

イ また、「平成27年国勢調査調査区地図」から、当該地区の写しをとり、調査区の境界を確認します。

さらに、「平成27年国勢調査調査区地図」で調査地区の境界がはっきりしない場合は、「平成27年国勢調査調査区要図」により確認し、「平成27年国勢調査調査区要図」によっても調査地区の境界がはっきりしない場合は「平成27年国勢調査世帯名簿」により確認します。

なお、「平成27年国勢調査調査区要図」の写しをとる場合は、同要図中”平成27年国勢調査調査区要図”、”総務省統計局”及び”調査員氏名”の文字は転記又は複写しないことに留意します。

ウ 必要であれば現地におもむき、国勢調査調査区地図の写を参考として、地区の境界を

確認します。

(3) 10月25日(月)までに次の要領で世帯名簿を作成します。

ア 令和3年度全国ひとり親世帯等調査地区内のすべてのひとり親世帯等は住民基本台帳を用いて抽出します。

イ 抽出は以下の世帯の条件に該当する場合は世帯名簿に記載をお願いします。

なお、「第3章1(2)」にて調査員が調査対象世帯の確認を行います。

母子世帯：父のいない児童が、その母によって養育されている世帯

父子世帯：母のいない児童が、その父によって養育されている世帯

養育者世帯：父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯

ウ 住民基本台帳の利用は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき適正な方法をお願いします。

エ 世帯名簿の記入要領

○ 都道府県・市郡・区町村

○ 福祉事務所名

○ 調査員氏名

○ 調査地区情報

① 地区番号：地区名簿を見て調査地区番号を記入する。

② 世帯主氏名：世帯主の氏名を記入します。この際、同一姓の者があっても「//」、「同」などのように記入せず、1人1人氏名を書きます。

③ 住所：世帯の所在が明確にわかるように記入します。

④ 世帯区分

母子：母子世帯に該当する場合に○をつけます。

父子：父子世帯に該当する場合に○をつけます。

養育者：養育者世帯に該当する場合に○をつけます。

⑤ 調査世帯数：母子、父子、養育者世帯のそれぞれの数を記入します。1枚目のみに記入してください。

なお、配布状況、返却状況と調査票配布世帯数、調査票(封筒)返却数は空欄のままをお願いします(調査後に調査員及び福祉事務所において記入)。

この世帯名簿は、1枚に60世帯まで記入できます。1地区内に60世帯以上あった場合は、2~3枚と必要枚数分を使用し、右上の欄に○枚中の○枚目と記入して、世帯番号を2枚目以降書き換えてください。

(4) 福祉事務所は、10月27日(水)から同月29日(金)までの間に本調査の実施のため、調査員に次の必要書類を必要部数だけ配布します。なお、返信用封筒には、返送のために福祉事務所のあて先・あて名を記入し、切手(140円分)を貼ります。

ア 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査員証

イ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き

ウ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 世帯名簿

エ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査票(母子世帯用)

オ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査票(父子世帯用)

カ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査票(養育者世帯用)

キ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査のお願い・記入のしかた(母子世帯用)

ク 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査のお願い・記入のしかた(父子世帯用)

ケ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査のお願い・記入のしかた(養育者世帯用)

コ 返信用封筒

(5) 福祉事務所は、調査員に調査上心得(P.1参照)なければならない事項を説明し、実地に指導する必要があると認められる場合は、現地指導を行います。

また、調査に関して知り得た情報の秘密の厳守について、十分指導します。

(6) 福祉事務所は、回収された世帯名簿と調査票（封筒）をつきあわせ、調査票（封筒）の未提出の場合は督促を行い、調査票（封筒）の返却状況と調査票（封筒）返却数を世帯名簿に記入し、「3 世帯名簿等の審査」、「4 調査票等の提出」により11月17日（水）から11月29日（月）までの間に必着するように、都道府県・指定都市・中核市に提出します。

3 世帯名簿等の審査

世帯名簿等の審査は、以下のとおり福祉事務所及び都道府県・指定都市・中核市においても行います。

なお、回収された調査票は封筒詰めのまま厚生労働省に提出します。

(1) 世帯名簿に記入された調査世帯数と調査票（封筒）返却数は一致しているか。

(2) 世帯名簿の地区番号の記入漏れ等はないか。

とくに、世帯名簿の調査世帯数等の欄への記入については、調査の集計において全国推計値算出の資料となるため正確に記載するようお願いします。

4 調査票等の提出

(1) 福祉事務所は、調査票（封筒）及び世帯名簿の数を確認した上で送付票に記入します。

(2) 福祉事務所は、調査票（封筒）及び世帯名簿（地区番号の若い方から順に整理）をまとめ、一番上に送付票を添えて都道府県・指定都市・中核市に提出します。

(3) 都道府県・指定都市・中核市は、福祉事務所からの調査票（封筒）及び送付票をとりまとめ、厚生労働省へ提出します。このとき、世帯名簿は厚生労働省へ提出する必要はありません。

(4) 梱包は、郵送の途中で破損や散逸することのないよう、厳重に行います。

(5) 世帯名簿（原本）並びに世帯名簿（写）及び送付票（写）については調査終了後1年間保存して、焼却または裁断により処理し、調査区地図（写）、調査区要図（写）及び「平成27年国勢調査世帯名簿」から転記した用紙については調査終了後速やかに、焼却または裁断により処理をします。

5 調査票等の提出期限

(1) 調査員

世帯名簿を11月15日（月）までに福祉事務所に提出

(2) 福祉事務所

調査票（封筒）・世帯名簿・送付票を11月29日（月）までに都道府県・指定都市・中核市に提出（世帯名簿・送付票については写を保管）

(3) 都道府県・指定都市・中核市

調査票（封筒）・送付票を12月24日（金）までに厚生労働省に提出（世帯名簿については原本・送付票については写を保管）

作業の流れ

(県)	調査実施の通知 調査員の任命手続 調査関係書類の受領 (10月上旬まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所に対して、調査の実施を通知し、調査員の任命を行う。 ○ 厚生労働省から送付される調査関係書類を受領する。
↓		
(県)	県・市内会議の開催 調査関係書類を配布 (10月11日(月)まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所の担当者などの出席を求め、県・市内会議を開催し、調査の趣旨・内容・事務の進め方などについて説明し、調査関係書類を配布する。
↓		
(福)	国勢調査関係書類の閲覧・複写 世帯名簿の作成 (10月25日(月)まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村におもむき、国政調査区地図などの関係書類を閲覧・複写し、調査地区の範囲を確認する。 ○ 住民基本台帳から世帯名簿を作成する。
↓		
(福)	調査関係書類を配布 (10月27日(水)から29日(金))	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員に調査の趣旨・内容・調査の方法、調査員としての心得などについて説明し、調査関係書類を配布する。
↓		
(調)	調査の実施 (11月1日(月)前後)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所から受け取った調査票、調査のお願い・記入のしかた、返送用封筒を調査対象世帯に配布し、返送のお願いをする。 ○ 調査対象世帯の確認を行い、世帯名簿の確定を行う。
↓		
(調)	調査関係書類の提出 (11月15日(月)まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所へ調査対象外世帯の調査票(封筒)、世帯名簿を提出する。
↓		
(福)	調査票等の提出 (11月29日(月)まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県・指定都市・中核市へ調査票(封筒)、世帯名簿、送付票を提出する。
↓		
(県)	調査票等の提出 (12月24日(金)まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省へ調査票(封筒)、送付票を提出する。

(注) 左端の(県)は都道府県・指定都市・中核市に係る業務、(福)は福祉事務所に係る業務、(調)は調査員に係る業務である。